

氏名（本籍）	何銀春		
学位の種類	博士（世界遺産学）		
学位記番号	博甲第	7418	号
学位授与年月	平成 27 年 3 月 25 日		
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当		
審査研究科	人間総合科学研究科		
学位論文題目	中国における文化遺産としての伝統的集落の保護に関する研究 － 貴州省トン族の増沖集落を事例として Protecting Traditional Villages that Serve as Cultural Heritage in China － A Case Study on Zengchong Dong Village in Guizhou Province－		
主査	筑波大学准教授	博士（農学）	黒田乃生
副査	筑波大学准教授	博士（農学）	伊藤弘
副査	筑波大学准教授	博士（学術）	岡橋純子
副査	兵庫県立大学教授	博士（農学）	沈悦

論文の内容の要旨

（目的）

中国において伝統的集落の保護と観光開発が進む現況を背景に、世界遺産および世界遺産暫定リストに登録された中国の文化遺産の保護と関連する法制度の変遷をふまえ、事例研究を通じて保護された集落の変化とその要因としての政府と住民の関わりを明らかにし、中国の文化遺産保護の方向性について提言することを目的としている。

（対象と方法）

政府と住民による保護の変遷を明らかにすることができる少数民族のトン族が生活する貴州省増沖集落が対象である。増沖はトン族の集落の中でも最も古く重点文物に指定された特徴的な建造物「増沖鼓楼」があり、2012年に世界遺産暫定リストに掲載された後は政府による観光開発が進められている。

研究方法は文献調査および現地調査による。中国の文化遺産に関する研究は行政資料、各サイトのホームページ、世界遺産推薦書、地方行政の公布文書、新聞記事等を用いた。現地調査は2012年度に2回の予備調査で対象地を選定し、2013年度に2回の本調査を実施した。現地の関係者への聞き取り調査および集落景観の現状調査、資料収集を行った。

(結果)

第2章では中国における世界文化遺産の保護制度の変遷と登録の推移から動向を整理、考察した。中国における世界文化遺産の保護は、世界遺産をめぐる国際的な動きを背景に大きく変化した。保護を目的とした法律である「文物保護法」の内容はその通度更新された。文化遺産保護に関する制度をみると、「文物保護法」から「歴史文化名城（名鎮・名村）保護条例」まで、歴史的な建築から歴史的な村鎮・都市へと保護対象が拡大した。また、「文物保護法」に基づいて作られた関連法も、管理や運営、都市計画など、遺産保護の体制を補完するものとなっている。2006年には世界遺産保護に特化した部門法規である「世界文化遺産管理方法」が策定された。登録された世界文化遺産の管理運営をみると、中国では民間および国有企業が主体となっていたことが特徴だが、企業による管理に問題が生じたため、現在は企業の撤退が進んでいる。これは2006年まで保護の主体が制度によって明確に規定されていなかったことに要因があるといえる。

第3章では増沖集落は鼓楼中心とした集落内の池と倉が屋敷地に変化し、集落への往来は以前利用されていた旧道にかわって川沿いに新しい主要道路が作られ道路沿いに家屋が建設されるようになった。こうした変遷を経て、新たに4つの居住地域が形成され集落の範囲は拡大した。これは、人口と戸数の増加によって生活空間を拡大する必要が生じたことが最も大きな要因である。そのほかにも井戸や伝統的なレンガ造の家屋、木造の家屋など集落の構成要素は変化を続けている。変化の主な要因は人口の増加と生活の利便性の追求、および政府による地方経済発展を目的とした開発である。一方、伝統的な建築物である鼓楼、風雨橋、薩堂はよく保存されており、これは地域住民がこれらの公共的な建築を共有財産として利用し続け、管理する意識が継続しているためであると考えられる。

第4章では増沖集落に関わる維持管理の政策の変遷を明らかにした。政府の通達は鼓楼の保護から、集落全体の保護へ、さらに新村の計画へと変化した。これらの動きは鼓楼の文物保護単位の指定、歴史文化名村の指定、世界文化遺産暫定リストへの登載などの保護の広がりや政府の政策が影響していると考えられる。それに対し、伝統的ななきまりである「款」は、それぞれの時期に効力を発揮している。また、政府が多くの実業や政策を実行しているが、伝統的な住民の指導者である寨老、頭長はこれらの事業への助言や工事の監理も行っており、重要な役割を担っている。増沖集落内の建設事業は、集落内の道路のように担当部署が業者に依頼して行うこともあれば、新しい風雨橋のように現地住民が参加することもある。増沖集落では住民は伝統的ななきまりによって景観要素の維持管理への関わりが継続していることが明らかになった。

(考察)

中国では行政が主体となりさまざまな通達や条例が制定されているものの、管理運営の部署が統一されていないため、具体的な保護や管理の施策にもばらつきがあることが本研究から明らかになった。今後は開発とのバランスをとりながら適切な保護を進めるために、中央政府の管理運営部署をひとつに集約し、その下に地方の専門部署を配置し、明確な管理運営システムを構築する必要がある。

既往研究では、中国では政府の関与が強くなると、凍結保存と観光開発が同時に進み、現地住民の役割が弱くなるという問題が指摘されている。しかし、増沖集落では、地域住民の意見や龍脈、

風水など伝統的な手法が尊重される事例もあることが明らかになった。また、政府による計画が多すぎるために実効性が小さいことは、逆に住民の意見が反映される余地がある一方で、大きな方向性が曖昧になるという問題点が指摘できる。今後は、関連する政府機関は伝統的な維持管理の手法を尊重しながら、住民の意見が反映されるしくみを継続する必要がある。また、住民も伝統的な組織を維持するだけでなく、青年組織等が保護や集落の維持管理に積極的に参加するための啓発と取り組みが必要である。

審査の結果の要旨

(批評)

中国は世界遺産の保有件数が世界で2番目に多く、今後も少数民族に代表される集落の増加が予想される。このような状況の中で、本研究は中国の遺産に関する法制度の変遷を整理し、トン族が生活を続けている増沖集落の事例の詳細な分析を通して、実際の保護の現場では住民と政府がどのような役割を果たしているのかを明らかにした。その結果、既往研究で多く指摘されたような政府主導のみに頼ることなく、伝統的な仕組みが現在の保護にも役立っていること、しかし一方ではさまざまな開発が進められ景観が変化していることが明らかになった。以上の結果をふまえて、本研究では政府と住民の協働の推進の重要性を指摘し、そのためには政府の部署を一本化すること、住民の伝統的な組織を通して計画の段階から参加を促すことを提言した点が高く評価できる。

平成26年12月22日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行い、最終試験を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

よって、著者は博士（世界遺産学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。